

平成30年12月5日

関係者各位

株式会社カンバス

不正競争防止法違反「Babel」の使用等差止に関するお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

去る11月29日付けにてご連絡申し上げましたとおり、東京地方裁判所は、同日付判決において、株式会社フェイスが製造、販売等する「Babel」が弊社製品のソースコードを不正に使用して製作された事実を認定し、同社及び開発者に対し、「Babel」の製造・使用・販売等の禁止、弊社ソースコードの使用禁止、弊社ソースコードが記録された媒体等の廃棄等のほか、弊社に対する損害賠償を命じました。

これを受けまして、株式会社フェイスは、平成30年12月3日付「弊社製品『Babel』販売休止に関するお知らせ」をリリースしましたが、同リリースにおける「すでに当社字幕制作ソフト『Babel』を購入されたお客様につきましては、お客様が購入された商品の権原において今後もこれまで同様ご使用頂けますので、ご安心ください」旨の記載は法的に誤解を招き、当該お客様において不正競争行為の問題が生じる可能性がございますので、念のため、申し添えます。

この点、不正競争防止法第2条1項6号は、「その取得した後にその営業秘密について不正取得行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないでその取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為」が不正競争行為に該当するとしつつ、その例外として、同法19条1項6号は、「取引によって営業秘密を取得した者（その取得した時にその営業秘密について不正開示行為であること又はその営業秘密について不正取得行為若しくは不正開示行為が介在したことを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者に限る。）がその取引によって取得した権原の範囲内においてその営業秘密を使用し、又は開示する行為」は不正競争行為に該当しないと規定しています。

しかし、弊社は、前記訴訟提起について関係各位に告知させて頂いておりまた、一部のお客様には、個別に前記訴訟の問題点について情報を共有させて頂いております。したがって、弊社は、弊社からの告知等の後に、「Babel」を取得されたお客様におかれましては、前記判決前の取得といえども、不正競争防止法違反に該当すると判断し、対応させて頂きますので、十分ご留意下さいますようお願い致します。

<この件に関するお問い合わせ先>

株式会社カンバス 担当：執行役員 榎谷（ますたに）

E-mail：sales@canvass.co.jp TEL：03-6811-0806（平日9:30～18:30）